

大阪市立障害児入所施設条例

○大阪市立障害児入所施設条例

平成17年10月19日

条例第125号

大阪市立知的障害児施設条例を公布する。

大阪市立障害児入所施設条例

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第42条第1号に規定する福祉型障害児入所施設として、大阪市立敷津浦学園（以下「学園」という。）を大阪市住之江区南加賀屋3丁目に設置する。

(事業)

第2条 学園は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第7条第2項に規定する障害児入所支援（治療を除く。）
- (2) 法第4条第2項に規定する障害児及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者（以下「障害児等」という。）に係る障害者総合支援法第5条第8項に規定する短期入所（以下「短期入所」という。）
- (3) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、一時的に介護を必要とする障害児等につき、主として昼間において、学園の居室その他の設備を利用させ、日常生活に必要な便宜を供与する事業であって、障害者総合支援法第77条第3項の規定に基づき本市が行うもの（以下「日中一時支援」という。）

(休館日)

第3条 学園は、無休とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第10条の規定により学園の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、学園の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時の

休館日を定めることができる。

- 3 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公告するものとする。

(供用時間)

第4条 学園の供用時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号に掲げる事業 午前0時から午後12時まで
- (2) 第2条第3号に掲げる事業 午前7時から午後9時まで

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、学園の供用時間について準用する。この場合において、同条第2項中「前項」とあるのは「第4条第1項」と、「臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第2項」と読み替えるものとする。

(使用資格)

第5条 学園を使用できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第24条の3第4項に規定する入所給付決定（以下「入所給付決定」という。）に係る児童
- (2) 入所給付決定を受けた法第24条の24第1項に規定する入所者及び同条第2項の内閣府令で定める者
- (3) 法第27条第1項第3号の規定による障害児入所施設への入所の措置に係る児童
- (4) 短期入所に係る障害者総合支援法第19条第1項の規定による介護給付費等の支給の決定（以下「支給決定」という。）に係る障害児等
- (5) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の規定による措置に係る者
- (6) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置に係る者

(7) 日中一時支援の利用の決定（以下「利用決定」という。）に係る障害児等

（使用許可等）

第6条 前条第1号、第2号、第4号又は第7号に掲げる者が学園を使用しようとするときは、入所給付決定を受けた者、短期入所に係る支給決定を受けた者又は利用決定を受けた者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、学園の管理上支障があると認めるときは、学園の使用を許可してはならない。

（使用許可の取消し等）

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、学園の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は退所を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき
- (2) 前条第2項に定める事由が発生したとき
- (3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき

（入館の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 学園を使用する者に対する保護の妨げになるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (3) 建物又は附属設備を損傷するおそれがある者
- (4) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (5) 管理上必要な指示に従わない者
- (6) その他管理上支障があると認める者

（利用料金）

第9条 市長は、指定管理者に学園の使用に係る料金（以下「利用料金」とい

う。)を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 第5条第1号、第2号、第4号又は第7号に掲げる者が学園を使用しようとするときは、学園の使用の許可を受けた者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。
- 3 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。
 - (1) 入所給付決定を受けた者 法第24条の2第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額
 - (2) 支給決定を受けた者 障害者総合支援法第29条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額
 - (3) 利用決定を受けた者 日中一時支援の利用に要する費用として4,300円を超えない範囲内で市規則で定める額及び食事の提供に要する費用として実費を勘案して市規則で定める額の合計額
- 4 市長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(管理の代行)

第10条 学園の管理については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて市長が指定するものに行わせる。

(指定申請の公告)

第11条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 学園の名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者の指定を行おうとする期間
- (4) 指定管理者の指定の申請（以下「指定申請」という。）をする法人等に
必要な資格
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める事項
(指定申請)

第12条 指定管理者の指定を受けようとする法人等は、市規則で定めるところにより、学園の管理に関する事業計画書その他市規則で定める書類を添付した指定管理者指定申請書を市長に提出しなければならない。

(欠格条項)

第13条 次の各号のいずれかに該当する法人等は、指定管理者の指定を受けることができない。

- (1) 破産者で復権を得ないもの
- (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないもの
- (3) その役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの
 - ア 第1号に該当する者
 - イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ウ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

(指定管理予定者の選定)

第14条 市長は、第12条の規定による指定申請の内容を次に掲げる基準に照ら

して総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受けるべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定するものとする。

- (1) 住民の平等な利用が確保されること
- (2) 法第42条の目的に照らし学園の効用を最大限に発揮するとともに、学園の管理経費の縮減が図られるものであること
- (3) 学園の管理の業務を安定的に行うために必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること
- (4) 前3号に掲げるもののほか、学園の適正な管理に支障を及ぼすおそれがないこと

(指定管理者の指定等の公告)

第15条 市長は、前条の規定により選定した指定管理予定者を指定管理者に指定したときは、その旨を公告するものとする。地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は学園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(業務の範囲)

第16条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 学園に係る法第42条の目的を達成するため必要な事業の実施に関すること
- (2) 建物及び附属設備の維持保全に関すること
- (3) その他学園の管理に関すること

(施行の細目)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則（附則ただし書に規定する規定を除くその他の規定、平成18年4月1日施行、告示第302号）

この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第7条から第9条まで及び第10条前段の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 9 月21日 条例第81号）

この条例は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 5 月30日 条例第78号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月30日 条例第50号）

この条例は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年 3 月29日 条例第77号）

- 1 この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市立障害児入所施設条例第 9 条第 3 項第 3 号の規定は、この条例の施行の日以後の日中一時支援の利用に係る利用料金について適用し、同日前の日中一時支援の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年 3 月 4 日 条例第11号）

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月28日 条例第30号）

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月13日 条例第56号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日 条例第40号）

この条例は、令和 6 年 4 月1 日から施行する。

○刑法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 7 条例 1）

抄

（罰則の適用等に関する経過措置）

第 9 条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の

例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第10条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年2月26日条例第1号）抄

この条例は、令和7年6月1日から施行する。
